

日本科学者会議  
京都支部ニュース 1月号 No. 1  
2018年1月12日

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八(読み ヨンヨンハチ) 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- 年頭に当たってのご挨拶 .....2
- 53期第3回全国常任幹事会報告 .....2
- 関西技術者研究者懇談会12月例会(12/10)の報告 .....3
- 『日本の科学者』読書会12月例会(12/19)「東南アジア島嶼部熱帯林の保全と再生」 .....4
- 第4回『日本の科学者』近畿地区サポーター会議(12/23)報告 .....6
- 科学者会議京都支部学習会報告「憲法の岐路 安倍改憲とは何か」 .....7
- 第37回JSA原発問題全国シンポ 原発と裁判 ～学術の立場から考える～ .....8
- ▼ 1月・2月の支部関連行事の案内 (JSA近畿も参照) .....10
  - ・「強まるメディア統制 乗り越えるには・・・」パネル討論&講演会(1/14)
  - ・第25回自然科学懇談会「大飯原発差止京都訴訟」(1/20)
  - ・原発ゼロを目指す左京の会 第31回連続学習会(1/20)
  - ・『日本の科学者』読書会1月例会(1/21)
  - ・関西経済シンポジウムーこれからの発展のために(2/11)
- ★ シリーズ：私の憲法メッセージ「いま学生に憲法の何を伝えるか」(細川孝) .....12
- 寄稿：『しあわせになるための「福島差別」論』を読む(宗川吉汪) .....13
- 寄稿：『コント 年越しに見た夢』(富田道男) .....15
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより .....16
- ◆ 近畿の催し物案内：「JSA近畿 No.1.30」 .....17

＜会費納入のお願い＞

謹賀新年。現在の今年度会費納入率は84%で、会費未納者は、一般会員31名、特別会費会員1名、若手会員3名、若手特別会員5名です。

会費未納者には、封筒に「請求書在中」と押し印し、未納会費金額を印刷した振込用紙を同封しています。早急に納入していただくようお願い申し上げます。(支部財政担当幹事)

## 年頭に当たってのご挨拶

日本科学者会議京都支部代表幹事 宗川吉汪

2018年、激動の年を迎えました。安倍首相はいよいよ本気で憲法九条改悪に乗り出してきました。今年中に国民投票があるかもしれません。憲法九条は法律であると同時にわれわれの倫理・道徳の要になっています。憲法九条を守り抜くことは、まさに、われわれ自身を守り抜くことと観念してこの1年、活動していこうではありませんか。

昨年12月10日、オスロでのノーベル平和賞授賞式の演説で、サーロー節子さんは、核保有国や日本などのような「核の傘」にいる国の政府に対して「あなたたち一人ひとりが、人類を危機にさらしている暴力の体制の不可分の要素となっている」と警告した上で、「私たちすべてが悪の凡庸さを警戒すべきです」と述べ、光に向かって進もう、と呼びかけました。

「悪の凡庸さ」はハンナ・アーレントが『エルサレムのアイヒマン』の副題につけたフレーズです(The Banality of Evil, 邦訳では「悪の陳腐さ」)。アーレントの「悪の凡庸さ」を私は次のように考察しています。

<悪はカビのように生えてひろがり、誰にでも侵入し、人びとの心を荒廃させる。悪は思想にあらがう。悪は凡庸であるためとらえどころがなく、悪に係る思想が深まることはない。悪は決して根源的ではない。一方、思想が深みに達すると必ず善に触れる。価値の研究から善こそが根源的であることが分かる。>

安倍首相は、いま、国民を、戦争という悪の体制に引きずり込もうとしています。この悪は凡庸さゆえにカビのように人びとの心に侵入し広がっていく危険性があります。

凡庸な悪への対抗は根源的思想である善以外にはあり得ません。「戦争の放棄」を定めた憲法九条は根源的善です。九条の光をもって凡庸なる悪のカビもろとも安倍政権を放逐しようではありませんか。

2018年は、まさに、「天下分け目の大決戦」の年になるでしょう。善と悪との闘いです。真理と正義はわれわれの側にあります。皆さま、健康に留意しつつお互い頑張りましょう。

## 53期第3回全国常任幹事会報告

全国常任幹事 左近 拓男

12/16(土)～17(日)に全国常任幹事会が開催された。会員数の減少と、それに伴い来期以降の予算の削減が課題となった。各種

委員会の配分や全国事務局体制の見直しによる予算削減が急務となっているが、会員減少の阻止に向けては各支部でもJSA活動の取

り組みが必要であるので、各地区並びに各支部単位での、地域に根ざした活動の活性化が重要となっている。院生や若手の活性化に関しては、12/24の第2回若手研究者総学の開催告知や夏の学校、春の学校の報告があったが、各支部からも若手の全国行事に参加してもらえるように依頼がなされた。全国特別部の諸報告についての紹介があった。各部会から近々報告が各支部にある予定なので、提示された後にそれらの案を再度検討することとした。会則に関しては、改正案で幹事会と常任幹事会を一本化し、幹事会とすることが提案されている。同時に幹事会のスリム化を行うことも提唱している。全国の会員からの意見では、各支部から1名ずつ全国幹事を選出し、全国と各支部との繋がりを維持すべき

だとの意見もあった。会員の定義をどのようにするかも重要な論点である。全国名簿については、提出できる支部は提出を要請することとなった。名簿作成には、全国統一のフォーマットを全国事務局に提案してもらう必要がある。また、JSA憲章の提唱の提案が全国常任幹事会で提案されたが、会則改定と作業が重複し、煩雑になるとのことから、京都支部幹事会から全国事務局に対して、特別部会ならびに会則改定作業に専念するように全国事務局に提案した。なお、全国事務局から今後の役員体制について京都支部ははじめ大規模支部にも検討の依頼があったが、京都支部幹事会において支部としても継続審議とすることとした。

## 関西技術者研究者懇談会 12月例会の報告

日時:2017年12月10日(日)13時30分～  
15時30分

場所:国労会館会議室

参加者:10名

テーマ:「量子力学」と「量子コンピュータ」  
について

報告:西山一男氏

大学で量子力学を学んでから半世紀以上が経過した。最近「量子コンピュータ」が実現しそう(した)ということでマスコミでも取り上げられているので調べてみた。するとそこでは量子力学の波動関数にたいする解釈が昔と全く違うことに驚いた。

20世紀初頭から「光子」(電子も)の世界では波動性と粒子性の二重性を説明するために「量子力学」が誕生した。多くの科学者・技術者はこの量子力学を使って20世紀の科

学技術の発展に寄与してきた。つまりシュレディンガー方程式の解を使って何ら問題はなかった。量子力学では多くの「重ね合わせ状態」が観測によりある一つの状態に「縮約」されると教わった(いわゆるペンハーゲン解釈)。

しかし天才理論物理学者アインシュタインは自身が量子力学の誕生に関与しながらも、この「縮約」に異議を唱え「量子力学は書き換えなければならない」とも言った(いわゆるアインシュタイン・ポドルスキー・ロゼンのパラドックス, EPR論文)。当時数学者は光子のような世界ではそれまでの「古典論理」とは異なる「量子論理」が成り立っているとした。つまり光子の世界では「観測(測定)」という過程も含めた理論体系は「量子論理」を基本に組み立てなければならないというわけである。「古典論理」は数学的にはブール代数に体系化され現在のコンピュー

タ（その代表はスパコン）の土台となっている。「量子論理」は「古典論理」とほぼ同じであるが古典論理で成立している「分配則」が成立していないといわれる。

EPR 論文では量子力学的な重ね合わせの状態全てが関係し、この状態を「量子的絡み合い (エンタングルメント)」と言った。量子光学、量子通信と言われる分野でレーザーを始めとする技術の発展により 1990 年代にはこの「絡み合い状態」が実現された。つまり EPR パラドックスはもはやパラドックスではなくなり、さらに「量子論理」に基づくコンピュータが実現した。スパコンの基本が「2 ビット」であるのに対し量子コンピュータでは「q ビット」(q は大きな数) が基本である。スパコンでも数千年を要する計算を数分で計算できるといわれている。正に「夢の計算機」である。

現在のコンピュータの誕生時 (真空管式) の大きさを思えば、今は大きな「量子コンピュータ」も技術進歩により小型化が進みやがて我々の前に出現することは間違いないと思われる。

討論

★「分配則」とはどんなものか

$5 \times (2+3) = 5 \times 2 + 5 \times 3$  は実数の集合の

要素に対し  $\times$  と  $+$  の演算に対して分配則が成立しているという。

★量子力学の基本的なことの見直しのようなのが「ハイゼンベルグの不確定性原理」はどうなのか

量子力学の観測 (測定) 過程をも含めた体系は「量子論理」に基づかなければならない。

近年 小澤正直 (数学者) 氏の研究によってハイゼンベルグ不等式の改良 (小澤の不等式) がおこなわれ、実験的にも正しいことが証明された。

★「直観論理」のこと

ワソダの数学者ブライナーは「古典論理」に対し人間の直観を基本にした「直観論理」を唱えた。しかし「ブール代数」のような体系化には至っていない。

これからの日程

1月8日 (月祝) 14時~17時 地球環境・再生可能エネルギーとバッテリー

中村郁夫氏

(文責: 西山一男)

## 『日本の科学者』読書会 12月例会の報告

### 12月号特集: 東南アジア島嶼部熱帯林の保全と再生

標記例会が12月19日午後3時より支部事務所で開かれた。参加者7名。12月号特集の中から以下の3篇の論文が取り上げられた。神崎進一: 東南アジア島嶼部の森林消失と保全ーボルネオ島の事例ー (紹介: 鈴木博之)

ボルネオ島は世界面積の1%の土地であるが、世界の生物種の6%が生息し、オランウータンやボルネオ象に代表されるように、

生物多様性に富んだ保全すべき熱帯林がある。しかしながら短期に収益をあげられるアブラヤシや早生樹プランテーションへの転換で低地熱帯雨林は急速に消失しつつある。その現状報告である。1. ボルネオ島の森林消失の地域差では、ボルネオ島のマレーシア、ブルネイ、インドネシアの3国およびその諸州における森林消失が、行政自治体の取り組みの

違いで大きな地域差があることを紹介している。2. **ボルネオ島でのプランテーション開発**では、世界で最も多く生産されている食用油であるパーム油のためのアブラヤシ・プランテーションの開発が2000年代にブームとなって、インドネシアとマレーシアは世界の85%を生産するようになって、森林の消失・劣化が進んでいるとしている。3. **大規模森林火災と泥炭地回復政策**では、2015年秋の大規模森林火災について、その際のCO<sub>2</sub>排出量が米国とEU全域の同時期の排出量に匹敵し、煙害で50万人の呼吸器疾患患者が出たこと、森林消失で泥炭地が乾燥して大規模泥炭地火災を伴うこと、原因はエルニーニョによる無降雨であるが、企業と農民とが結託した放火説や焼き畑による失火説も有力であること、インドネシア大統領は泥炭地回復庁を新設して対処しようとしているが、開発を優先する地方政府・企業・農業省・工業省の抵抗により効果を上げていないこと、などを紹介している。4. **生物多様性を重視した熱帯林保全への動き**では、世界的な森林保全運動の高まりを背景に、ボルネオ島での熱帯林の保全運動も3国それぞれのやり方で進展しつつあること、特に3国の国境地帯で統一的な保全運動が始まっていることを紹介している。**おわりに**では、森林保全の推進のためには住民参加を保障する経済的支援策が重要と結論している。

(感想) 事例紹介ということもあって、各地域の羅列的な紹介が中心となり、まとまりの悪い文章構成になっているが、ボルネオ島の現状を知る上では有効な論文である。

水野広祐「インドネシアの泥炭火災と泥炭地回復—2015年の泥炭火災と、乾燥泥炭地の湿地化・パルディカルチャー」(紹介:山口進次)

インドネシアの泥炭火災は1990年代中頃より増加傾向にあり、2015年はエルニーニョの影響もあり大規模火災となった。スマトラ島とカリマンタン島を合わせて、261万haが燃え、その多くが泥炭地であった。

泥炭はインドネシアにおいて、太古の昔から存在し、その面積は約1400万ha余りとも言われ、インドネシア全土の約7.5%を占める。泥炭地は泥炭湿地林として存在し、農業などに向かないため大規模開発から逃れてきた。原住民は何百何千年も続いた泥炭湿地の生態系を、大きく攪乱することなく利用してきた。

このような泥炭湿地林が大規模な開発の対象になったのは、1970年後半に入って始まった国家のアブラヤシ栽培促進政策である。これらの樹種は湿地では生育できないため、大規模な排水を行い土地を乾燥させて植林を行った。乾燥した泥炭は燃えやすく延焼しやすい。結果、火災が頻発するようになり土地は放棄されるようになった。2014年インドネシア政府は火災を防ぐため、乾燥した泥炭地の湿地化回復に乗り出した。

**報告者感想**: アブラヤシから採れるパーム油はバイオマス発電の燃料としても利用されるが、その生産方法は大規模に自然環境を破壊し、公害を出す。このようなやり方は、欧州からも大きな批判を受け、パーム油の燃料利用を規制する動きが強まっている。また熱帯森林の消失により、オランウータンやアジアゾウ、スマトラトラなどの野生動物も絶滅の危機に晒されている。

中西宣夫「東南アジアのアブラヤシ商業栽培におけるRSPO認証制度誕生の経緯と現状—民間企業の危機管理から発展した持続的生産への標準化」(紹介:清水民子)

パーム油の原料アブラヤシの商業生産がマ

レーシアなどで広がり、熱帯雨林焼失、生物多様性減少、住民の生活破壊、先住民と開発業者の紛争、不法移民・移民労働者の人権問題などを招いた。スイス最大の生協方式の小売業会社ミグロの職員が先住民の抵抗の記事を知り、国際的環境保護活動団体と連携して持続可能な生産のための基準の共同開発に着手、2000年に草案を作成、商品を「差異化」できた。さらに、産業全体の改革のための「標準化」をめざし、RSPO（持続可能なパーム

油のための円卓会議）設立による認証制度（8つの原則）により、生産・出荷の過程を管理することとなった。原則と基準の見直しは続けられている。問題点として、40%を生産している小農の認証参加が4.6%にとどまる現状があり、資金援助や技術指導など対策を講じている。日本企業の参加も限られており、「RSPO ジャパンデー」開催など、普及に努めている。

（文責：菅原健二）

## 第4回『日本の科学者』近畿地区サポーター会議 報告

2017年12月23日（土）の午後1時半より、JSA大阪支部の事務所の移転先である国労大阪会館の会議室で、2017年度4回目のサポーター会議が開催された。久しぶりの大阪開催であった。この日は天皇誕生日にあたり、国会会館内で集会が開かれていたようで、建物の外は右翼のマイク宣伝やそれを取りまく公安関係者で物々しい雰囲気であった。京都支部から大倉さん、前田の2名、大阪支部から2名、兵庫支部から1名の計5名が出席した。

編集委員長を務める大阪支部の長野さんから、常任幹事会で、来季から編集委員を各地区の会員数に比例させることにして近畿は3名とすることが決まり、現行の兵庫支部、大阪支部の2名に加えて京都支部から1名を追加したいと提案された。

今後の特集は、1月号「大学の平和教育」、2月号「気候変動とその対策」（京都支部が中心に執筆）、3月号「東日本大震災と宮城の教育」、4月号「水田が支える生物多様性とその保全」、5月号「都市の大気汚染」、6月号「日本における原子力発電の歴史的形成」、7月号

「市民の政治参加と政党政治」、8月号「タンパク質の科学」、9月号「平和への権利と日本国憲法」と続く予定である。

つづいて、11月号と12月号の講評に移った。11月号の主な意見は下記の通りである。核兵器開発の岡本論文、用語が難しい。岡本論文が出たあとで、新たな水爆実験（二焦点型）が行われたが、それは載っていない。専門用語や略語が目立ち、他号も含めて略語の多用で非常に読みにくい。川田論文、脱字が目立つ（行われる、ひらかれる、導入しない）。節番号の不備。加藤論文の内容は、障害者差別解消法が施行された現状からみれば衝撃的だ。因果関係について色々議論がありそうだ。富田論文は、裁判官の良心が発揮されるべきことや判決文の公開などを訴えている。裁判官には「閥閥」が存在するらしい。背景に、3権分立の形骸化があり、『絶望の裁判所』という本に詳しい。

12月号に対する意見を列挙する。山田論文は11月号の超低周波特集に掲載予定だったが、大幅書き直しのため、12月号に回って完成度が上がった。カラー資料をウェブで簡単

に見るための QR コードを初めて掲載した。まえがき「泥炭湿地」が「気候変動のカギを握る」とはどういうことか。京都支部の読書会で出た感想：「JSA としてこの特集を選んだ趣旨がわかりにくい。大企業主導で宣伝効果狙いにも見える RSPO はそのまま評価しているのかなど。」ブルネイとサラワクで未伐採森林の割合が違うのは宗主国の違いか（→ブルネイは産油国）。日本はフィリピンを刈りつくし、今はインドネシアに向かっている。今回の特集に関連して、「パーム油発電」の論文を依頼している。これは京都支部読書会で

も話題となったテーマである。北方と南方の泥炭のでき方は興味深かった。山田論文は説得的であった。ただし図が見にくかった（これでも改訂された）。デシベルの単位は理解しづらい（11月号のこたばの玉手箱で説明）。再生可能エネルギー全体の問題として、風力発電のマイナス面の評価がほしい。紙質が12月号から白っぽくなったが、コストの問題か。今回は、2月25日（日）13時30分開催とした。会場は、国労大阪会館の2階のJSA大阪事務所か北天満会館となった。（京工織大分会・前田耕治）

## 科学者会議京都支部学習会報告

### 「憲法の岐路 安倍改憲とは何か～安倍政権の表層と深層」

1月8日（月・祝）に、京都アスニーにて支部学習会を行いました。43名の参加がありました。講師に神奈川新聞編集局デジタル編集部記者の田崎 基さんをお招きし、安倍政権の改憲についての学習を行いました。討論やグループワークも含めて3時間半に及びましたが、大変白熱した会になりました。

最初に田崎さんから、予測される改憲内容の説明と、その背景について説明がなされました。最初に立憲主義とは何かの説明がありました。これは日本国憲法の根幹をなしており、国家権力を制限して国民の権利・自由を守り、国民の人権を保障することです。2017年5月3日の安倍首相は、改憲は期限を区切って行うとの表明があり、これまでの期限を区切らずに議論するとしていたのとは明らかに異なります。改憲の項目は4つあり、(1)あらたに9条3項として自衛隊の明記をする、(2)高等教育無償化、(3)緊急事態事項、(4)国会議員選挙の合区解消です。特に法律改正

での対応ではなく、憲法改正しないとできないと考えられるのは(1)です。(1)の自衛隊の明記については、これまでの9条の条文は維持しながら加憲という形になります。これに関する問題点としては、もし加憲ならば、自衛隊の範囲の明記（個別的自衛隊かどうか）、軍法会議、文民統制、財政など個々の規定を厳密に定義する必要があるが、そういった規定は明記はされないとのことです。現状を追認することのだが、集団的自衛権を行使できる自衛隊を明記することになる。さらに、合憲化されることで財政や装備、非核三原則に歯止めがなくなる恐れがあります。この件は、私が京都支部ニュース12月号に記したように2017年5月27日付けの中日新聞に、石川健治・東大教授（憲法学）が、財政的統制がないがしろにされる危険性を指摘しています。軍学共同にも歯止めが効かなくなる恐れがあります。また、憲法改正案の審議についても、これまでの諸々の審議のように、短期間で行

われる可能性があります。10月22日の衆院選挙で、民進党が立憲民主党と希望の党に別れたことで改憲賛成の議員割合が3/4まで増えたこと、この選挙で自民党は公約の6番目に憲法改正を訴えており、選挙で信任されたことで改憲の機運は高まっています。今後我々が行わねばならないことは、「護憲」で憲法の改正は一切必要ないと思う方々から、9条を含めて憲法を立憲的に改憲すべきという方々を含めて、「今回の憲法改正はだめだよね」という議論を高める必要があるとのこと。さらに無関心層にも働きかけて大きな世論を形成する必要があります。

グループディスカッションでは、SNSを使って議論を盛り上げることや、一方的に講演する形式ではなく相手に話しかけ一緒に考え

るような学習会をたくさん開くこと、憲法カフェの活用、大阪都構想反対など市民運動で成功した際の方法やネットワークを活用することなどが提案されました。

最後に田崎さんは「自分のタコツボだけではなく、別の他のタコツボにも問いかけよう」と仰いました。

憲法改正は大学での教育・研究、経済活動、果ては日々の社会生活まで多大な影響があります。国連レベルでは平和的生存権を新設する動きがあります。これは日本の9条ならびに憲法が理想であることを物語っています。会員の方々も、まずは周りの方々から声かけして一緒に勉強していきましょう。

(文責：左近拓男)

## 第37回 JSA 原発問題全国シンポ

### 原発と裁判 ～学術の立場から考える～

第37回 JSA 原発問題全国シンポ  
原発と裁判 ～学術の立場から考える～

竹本修三「大飯原発差止訴訟のとりくみ」  
林弘文「浜岡原発訴訟の現状と課題」

表記シンポが昨年12月9日(土)～10日(日)、中京大学名古屋キャンパスを会場に開催された。プログラムは以下の通り。

10日(日) 9時30分～15時40分

#### 基本的問題点を探る

間間元「放射能公害と低線量被ばく」

本間照光「原発『経済神話』の崩壊—保険が機能しないリスクとコストの現実—」

館野淳「規制委員会の安全基準の問題点を探る—特に BWR を中心に—」

山本富士夫「脱原発と自然エネルギー活用に向けた国際的状況」

岩井孝「廃炉・使用済み燃料処理の課題」

9日(土) 13時～17時45分

#### 基調講演

井戸謙一「なぜ原発裁判を闘うのか」

前田定孝「原子力発電所の安全性審査の考え方」

#### 裁判報告

藤川誠二「高浜1, 2号機/美浜3号機の稼働延長差止裁判について」

山本雅彦「若狭の原発 住民運動と裁判」

井戸氏の講演で印象に残った発言(予稿集から)

■『絶望の裁判所』という書籍が売れている。市民の間では、国策を問う問題では司法には期待できないという評価が広がっている。それでも、福島原発事故のあと、原発の運転の差止めを求めて、多数の訴訟が裁判所に申し立てられた。政治が市民の人権侵害を救済しないとき、市民は、最後の望みを司法につなげざるを得ない。

■福島事故以前に請求棄却判決を言い渡した裁判官の述懐

海保寛氏（高浜2号機訴訟一審裁判長・大阪地裁）「原発への関心や認識に甘さがあった。専門家が言っているから大丈夫ということではなく、立ち止まって合理性をもっと検討することが必要だった。司法全体が安全性について踏み込んだ判断を積み重ねていたならば審査指針は改善されたかもしれない。」

鬼頭季郎氏（福島第二3号機訴訟二審裁判長・東京高裁）「専門家らの判断を信頼していた点は、正直、必ずしも一般論としてそうは言えなかったと痛感しています。」

■大飯原発3,4号機の運転差止めを命じた福井地裁判決（2014.5.21）、高浜3,4号機の運転禁止を命じた大津地裁決定（2016.9.3）に危機を感じた原子力規制委員会は、2016年6月29日「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」という文書を公表（同年8月24日改訂）。新規規制基準は合理的と改めて主張し、これが全国の裁判で、被告国や電力会社から証拠として提出された。

■大阪高裁決定（大津地裁決定の取消し、2017.3.28）、広島地裁決定（2017.3.30）、佐賀地裁決定（2017.6.13）、松山地裁決定（2017.7.21）は、いずれも「考え方」をそのままなぞる内容で、住民側申立てを退けた。裁判所は再び司法消極主義の殻に閉じこもる

うとしているのではないか。

■棄却決定の論理。①原発に求められるのは、「絶対的安全性」ではなく、「相対的安全性」。②「相対的安全性」のレベルは社会通念を基準として判断するしかない。③新規規制基準には原発に求める安全性についての社会通念が反映。④新規規制基準は「合理的に予測される規模の自然災害」を想定することを求めており、これを超える自然災害に備えることまでは求めている。⑤原発に求められる安全性を検討するに当たり、原発の必要性は考慮対象とならない。

■上記③～⑤は不当な判断。科学技術を利用した装置や施設は多かれ少なかれ危険性を伴うが、その利用が社会的に許容されるのは、危険性の程度が、利用によって得られる社会的利益との比較考量の上で社会的に容認できる水準以下でなければならない。

■規制委員会が新規規制基準を策定するにあたって前提とした「安全性のレベル」が社会通念と合致していることは、何ら論証されておらず、合致しているとする根拠はない。裁判所は、福島原発事故を経た日本における社会通念がどこにあるかを探求し、その上で、新規規制基準が前提としている「安全性のレベル」が社会通念と合致しているか否かを検討すべき。

■これまでの原発差止め訴訟で、高レベル放射性廃棄物の処理問題は主たる争点にならなかった。差止めの根拠を「原告の生命・身体を中核とする人格権」としていたため、将来世代の負担や被害のリスクの問題を原発の運転差止めを求める論理に持ち込めなかった。

■火山問題では、原告の追及によって新規規制基準の誤りが明らかになった。新規規制基準は、火山について立地評価（火砕流等が到達する

可能性の評価)と影響評価(火山灰等に対する原発の安全性評価)をすることになっているが、原告の指摘で評価がとんでもない過小評価だったことが明らかになった。現在、新規基準を構成する「火山ガイド」改訂作業中。新規基準がいかにかに不十分な検討によって形だけ作られたものであるかがよくわかる。

(12月13日の広島高裁命令はこの火山問題の不備をついたものであった。宗川)

■再び司法消極主義の殻に閉じこもりつつあるかのように見える裁判所に対し、原発の運転を差し止める判断をさせることは容易ではない。しかし、裁判所は世論に敏感で、裁判官に官僚統制が浸透しているとしても、独立の気概を持つ裁判官がなくなることはない。

(後になって思うに、これは広島高裁の野々上友之裁判長を指していたのだろう。宗川)

■仮に判決や決定で成果が上がらなくても訴訟は無駄ではない。弁護団には多くの市民の

知恵や情報が寄せられ、それが訴訟に役立つ。そして、訴訟における主張や立証が市民運動にフィードバックされて市民運動を力づけ、世論形成の力になる。原発に将来はない。なくなる日の到来を一日でも早めるため、原発裁判は目標に向かうエンジンで、脱原発を願う多くの人々の力の結節点だ。

### シンポに参加しての全体的印象

これまでの原発裁判では、主に自然災害による装置の破壊に焦点を絞るあまりに、避難問題や被ばく問題がなござりにされている。今回のシンポは、全体として良く準備され、討論も活発であったが、上に指摘した問題の深まりは必ずしも十分ではなかった。原発事故が公害であるとの視点をもっと強調しなければならぬ。今後の課題である。

(文責：宗川吉汪)

## 1月・2月の支部関連行事の案内(「JSA近畿」も参照)

### 1. 「強まるメディア統制 乗り越えるには・・・」

日時：1月14日(日) 15:00~17:30

第1部 13:00~ (受付 13:00~)

第2部 16:40~ (閉会予定 18:40)

会場：龍谷大学 アバンティ響都ホール

第1部 パネルディスカッション 藤田早苗さん×望月衣塑子さん

コーディネーター 金杉美和さん

第2部 藤田早苗さんの講演

### 2. 第9回京都支部幹事会

日時：1月16日(火) 18:00~20:00

会場：支部事務所

### 3. 第25回自然科学懇談会

日時：1月20日(土) 13:30~15:30

場所：京大楽友会館2F

テーマ：「大飯原発差止京都訴訟における地球物理的問題 —西日本の津波問題と共役断層について—」

講師：竹本修三氏（京大名誉教授・大飯原発差止京都訴訟原告団長）（専門は固体地球物理学・測地学）

講演概要：「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が2014年8月に公表した日本海側の津波高の予測で、日本海沿岸西南部の原発立地点の津波の高さが3～4mとされている。これに対して、原子力規制委員会の前委員長代理であった島崎邦彦氏は、過小評価の恐れがあり、再検討が必要であると述べている。さらに1026年の万寿津波では20mを超える津波が島根県益田地方を襲ったとの言い伝えがある。万寿3年（1026年）の津波が学問的に根拠づけられれば、関電の大飯原発の津波対策に見直しが必要になる。また、大飯原発の基準地震動を求めるときに、関電はFO-B・FO-A・熊川断層の連動を想定しているが、共役関係にある上林川断層の影響についてほとんど考慮されていない。これらの地球物理的問題について、わかりやすく解説する。

#### 4. 原発ゼロを目指す左京の会 第31回連続学習会

日時：1月20日（土）14：00～16：00

場所：あすかいホットスペース（左京区田中飛鳥井町29・あすかい診療所1階）

テーマ：原発再稼働と地方自治体の役割

市永敦彦さん（府会議員）「新潟県と京都府との避難計画の比較・検討」

市川章人さん（JSA会員）「新潟県の新発政策の実際に学ぶ」

#### 5. 満州第731部隊軍医将校の学位授与の検証を京大に求める会 第1回準備会

日時：1月20日（土）18：00～

場所：支部事務所

#### 6. 1月読書会

日時：1月21日（日）13：30～16：00

場所：立命館大学国際平和ミュージアム4階会議室406

テーマ：日本の科学者 1月号

担当：山根論文（山根）、アイヒホルン論文（福島）、杉田・いとう論文（清水）

#### 7. 第9回京都支部ワーキング会議

日時：2月2日（金）14：00～17：00

会場：支部事務所

#### 8. 支部ニュース2月号発行、JJS3月号発送

日時：2月14日（水）13：30～

会場：支部事務所

#### 9. 関西経済シンポジウム—これからの発展のために

日時：2月11日（日）13：00～17：00

場所：大阪経済大学 D12 教室

講演 1：「関西経済」の構造変動と再生方向—地域経済学の視点から

岡田知弘さん（京都大学大学院経済学研究科教授）

講演 2：大阪市の地域産業政策のこれから—成長戦略から発展戦略へ—

本多哲夫さん（大阪市立大学商学部教授）

## 10. JJS 近畿サポーター会議

日時：2月25日(日) 13:30~16:30

場所：JSA 大阪支部事務所（大阪国労会館内，JR 天満駅前）

### シリーズ：私の憲法メッセージ

#### いま学生に憲法の何を伝えるか

細川孝

この間、大学の同僚や、関西圏の大学有志のメンバーなどと、安倍9条改憲を阻止するための取り組みについて意見交換を進めてきた。そこで必ず論点となるのが「最近の学生、若者をどう見るか」であり、端的に言えば「若者は保守化しているか」ということである。この問いについてストレートに答えるだけのものを持ち合わせておらず、ここでは日本国憲法の規定のうちで、わたしが好きな二つのものを取り上げて、若干のことを述べたいと思う。

それはまず、12条の前半の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」という規定である。「最近の若者は権利ばかり主張して」云々という発言をしばしば耳にする。最近では学会報告に対するコメントでさえ耳にして、驚きを禁じ得なかったが、この評価（非難）は正しいだろうか。

答えは否である。若者たちは「権利」という言葉は教えられているが、権利の「かけがえのなさ」は教えられていないと思うのである。権利は先人たちが闘いとってきたものであり、為政者から与えられたものではない。

若者に伝えるべきは権利の内容だけでなく、権利の由来（たたかいによって勝ち取ってきた）ということであり、権利の担い手として権利を守り続けなければならないということである。

このように考えると、われわれの権利に対する理解（確信）を深めることが不可欠であり、このことなしには憲法に対する理解も浅薄なものにとどまるだろう。日本国憲法を実現するたたかいは、わたしたちの権利を深化させるものであると考えたい。

二つ目は、92条の「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」の規定にある「地方自治」の本旨という文言である。わたしの専門外であるので詳しいことを論ずることはできないが、これは地方自治の本来のあり方を意味し、団体自治と住民自治の二つを含んでいる。

「地方分権」という言葉が喧伝されるようになって久しい（2000年には地方分権一括法が施行された）。その一方で、日本国憲法に規定される「地方自治」や「地方自治の本旨」がかえりみられることは多くないだろう。憲

法上の規定を軽視（ないしは無視）する一方で、特定の政治的意図にもとづく政策が推進されていることを軽視してはならない。

中学や高校の教科書を通じて、日本国憲法の3大原則として、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義（戦争の放棄）を学んできた。いま思うのは、わたしたちが日々暮らしていくうえで地方自治が果たすべき重要性であり、それは原則として理解されるべきものである。国家が先にあるのではなく、わたしたちの暮らしが先にある。わたしたちの生活のありようを問う（改善し）ていくうえで地方自

治の重要性を再認識したい。

いまわたしたちに求められているのは、安倍9条改憲を阻止することであり、そのために若者を含め多くの人々に「安倍9条改憲NO！ 憲法を生かす全国統一署名」を広げていくことである。その際に、「安倍9条改憲」のもつ問題点とあわせて、憲法の持つ魅力と可能性（それは、人類史的な成果と言えよう）を語っていくことが大切ではないかと思うのである。日本国憲法のさまざまな先進的な内容は、「安倍9条改憲」によって根こそぎに破壊されるのだから。

## 寄稿：『しあわせになるための「福島差別」論』を読む

宗川吉汪

上記書籍が2018年1月、「かもがわ出版」から出た。著者は、池田香代子・開沼博・児玉一八・清水修二・野口邦和・松本春野・安斎育郎・一ノ瀬正樹・大森真・越智小枝・小波秀雄・早野龍五・番場さち子・前田正治の各氏である。目次は以下の通り。

- 第1章 福島原発事故はどんな被害をもたらしたか
- 第2章 善意と偏見—不幸な対立を乗り越えるために
- 第3章 7年たって考える放射能・放射線
- 第4章 被曝による健康被害はあるのかないのか
- 第5章 事故現場のいまとこれから

本書から、私の関心事である甲状腺がんと20mSv問題について、差し当たり気づいたところを引用し、コメントする。

一ノ瀬正樹：放射性ヨウ素の初期被曝に関しては、いろいろ議論はありますが、甲状腺が

んの発見については放射線被曝とは独立のスクリーニング効果による過剰診断だということがおよそ同意されていると思われます。（p.39）

（被ばく発症を認めたくない「専門家」の間の同意ではないだろうか。宗川）

安斎育郎：私は、①「余計な被曝はしないに越したことはない」と考えていますが、一方では、②「自然放射線被曝の時間的・地域的変動の範囲内に収まる程度の汚染実態であれば過度に心配する必要はない」と考えています。（p.52）

（規制できるのは人工放射能であって自然放射能ではない。人工放射能の被ばくを軽く見せるためのレトリックとして自然放射能を持ちだしているようで気になる。みんなが気にしているのは、原発事故で放出された人工放射能の1mSvや20mSvなのだから。宗川）

安斎育郎：福島の小児甲状腺がんについては、（中略）専門家が予断や圧力を排し、（中略）公正な議論を進め、適正な医療措置を講じる

ことが何より大切だと思います。(p.55)

(専門家としてご自身で検討することを切に希望する。発生した患者数を対象人数と観察年で割れば年間罹患率がでてくる。それを地域別に先行検査と本格検査で比較すればよい。簡単な計算。宗川)

**野口邦和**：年間 20mSv は、避難指示解除のための要件の1つに過ぎません。したがって、避難指示解除基準を年間 20mSv あると単純化し、「年間 20mSv で帰還させようとしている」という批判は、的が外れています。(p.125)

(的外れは著者ではないだろうか。事故直後に発令された原子力緊急事態宣言が7年経っても解除されないのは何故だ。安倍首相の言ったアンダーコントロールは、原発の放射能でなく福島の県民だったのか。宗川)

**清水修二**：しらみつぶしに患者を探し出して治療するのが適切な医療行為なのかどうか、少なくとも甲状腺がんに関しては大いに疑問があるからです。事故の影響評価を過度に追求することの弊害には留意しなければなりません。(p.152)

(危険な事実は知りたくない、寝た子を起こすな、ということのように聞こえる。由らしむべし知らしむべからず、ということわざを思い出した。宗川)

**清水修二**：いま本格検査1回目の確定値を待って専門家による検討がなされようとしています。評価の確定までにはなおしばらく時間がかかるでしょう。(p.162)

(本書の出版は2018年1月。本格検査のほとんどの結果は2017年2月20日の第26回検討委員会に既に発表されている。検討委員会の「専門家」は一体何をしているのだろうか。まともに検討する意志がないのではないかと疑いたくなる。宗川)

**児玉一八**：福島第一原発事故の時に0～18歳であった方々で見つかっている甲状腺がんは、(中略)検査技術の進歩に伴って被曝とは関係なく発生しているがんが見つかる。「多発見」である、と判断します。(p.198～199)

(私のブックレット『福島甲状腺がんの被ばく発症』(文理閣)を贈呈したので、ぜひ参考にしてほしい。あわせて昨年(2017年)の11月30日に発表された福島県立医大の発症の地域差を示したデータも参考にしてほしい。宗川)

**児玉一八**：「検診の縮小か手術症例の大幅な絞り込みが必要だ」という高野の主張には傾聴すべきものがあります。(p.201)

(これが今まさに福島県がやろうとしていることではないか。宗川)

**池田香代子**：心配された小児甲状腺がんも含め、被曝の健康被害が限りなくゼロに近かったところか、事故による追加被曝量そのものが、しろうとの予断はおろかおおかたの科学者の予測すら裏切ってきた低かった、と明言することを、政府や東電を免罪する利敵行為だ、と憤慨する方がたには、同じ明言に福島など原発の近くに暮らす人びとがどれほど安堵するか、ということを考えていただきたいと思います。(p.64)

(本書のすべての著者の言いたいことがこの一文に凝縮されているように思えた。結局のところ、福島は安全です、安心して暮らさない、避難者は皆さん戻りなさい、と言っているようで、復興庁のキャンペーンを後押ししているだけのように聞こえる。名うての「御用学者」ならいざしらず、「民主的・良心的学者」を自他ともに標榜する人たちの言説だけあってかえって罪深いものを感じる。宗川)

雲に乗って漂っているようである。眼下に原爆ドームが見えるから、広島の上空らしい。上の方から声が聞こえてくるので、耳を澄ますと、どうやら裁判官二人の声高のやり取りのようである。

「やあ！吉岡さん、明けましておめでとう。」「オヤ、野々上先輩でしたか、おめでとうございます。」「お前さんが引き合いに出した高裁の判例とは違う別の判例を俺が作っというてやったぞ。」「それは恐れ入ります、先輩は、昨年末で定年退官されたと聞きましたが、長い間ご苦労様でした。」「有難う、大きな扱いの裁判では、伊方原発3号機の抗告審が最後だったが、原発裁判は、科学技術の話が多くてほんとに疲れるよ、しかし今度は何とか止める正当な理屈が見つかってよかったと思ってるよ。」「そうですね、あの原発から放射性物質が飛び散れば、私たちも確実に人格権を侵害されますね、大変ですよ。ところで、運転差止の期限を9月30日とされたのは、下級審で係争中の本訴をそれまでに決着付ける、ということでしょうか？」「そのつもりだけど、俺の判断に逆らって、運転を認める理屈が何か見つかるかな？」「それは難しいでしょう、なにしろ高裁の判断ですからね。もっとも、事務総局がまた裁判官研修会を開いて、入れ知恵でもすれば別ですがね・・・、さて、ここでのお話は聞かなかったことにしますよ。では、ご免下さい、お元気で。」二人は別れたようである。

急に寒気がして目覚めると、上半身が布団

から出ていた。階下の居間からお年玉を貰いに来た孫たちのにぎやかな声が聞こえてくる。ゲームでもしているのであろう。時計を見ると午前1時を過ぎている。平和の証の孫たちのざわめきを耳に残し、布団をかきあげてまた眠りについた。

### コントの背景の解説

吉岡茂之裁判官が広島地裁において伊方原発3号機の運転差止仮処分<sup>1</sup>の審議をした際、新規制基準に適合するとされた原発の差止訴訟の抗告審判例が他にないとして、西川知一郎裁判官が福岡高裁宮崎支部において行った川内原発差止抗告審の決定を参考にして差止申立を棄却した。

昨年12月13日、即時抗告を審議した野々上友之裁判官は広島高裁において、伊方原発3号機の運転を、火山噴火に関する規制に不合理があるとして、本年9月30日までの期限を付けて、差止める決定を下した。そのため定期点検で停止中の伊方原発3号機は、点検明けの1月に予定していた再稼働ができなくなっている。

また、昨年12月14日付け京都新聞朝刊の紙面には、野々上友之裁判官はこの12月で定年退官になるので、この決定の広島高裁に対する異議申し立ては、別の裁判官が担当することになるとの記事があった。なお、伊方原発3号機の運転差止仮処分申立を棄却した裁判官批判は、

<http://web1.kcn.jp/decomings/> に公開してある。

## ◆◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆◆

2017年度第8回幹事会（12/19）および第8回ワーキング会議（1/7）の報告

### 1. 新入会員

青木道忠さん（全国障害者問題研究会）の入会が認められた。2018年1月より

### 2. 会員の現況（1月8日現在）

一般会員 231, 特別会費会員 4, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 6,  
若手特別会費会員 14, 会員合計 258, 読者 4

### 3. 会費納入状況（12月30日現在）

17年度会費納入者：一般 199/230, 特別会員 3/4, 家族割 3/3, 若手 3/6,  
若手特別 9/14

### 4. 会員拡大について

年間目標 12 人に対して、現在、7 人。あと 4 ヶ月で 5 人の拡大を目指す。

### 5. 会員訪問

福知山公立, 立命館, 橘などへの訪問を計画

### 6. 京都支部の取り組みについて

- ・経済問題：近畿地区関西経済シンポ（岡田知弘氏&本多哲夫氏）
- ・軍学共同問題：「731 軍医将校の学位授与の検証を京大に求める会」の立ち上げ
- ・第 53 回支部大会を 5 月 20 日（日）に開催することにした。

### 7. 12月～1月の支部関連行事

12月19日（火）読書会

12月19日（火）第8回幹事会

12月23日（土）JJS 近畿サポーター会議

12月24日（日）第2回若手研究者総合学術研究集会

12月25日（月）731 を考える会

1月7日（日）第8回ワーキング会議

1月8日（月）日本科学者会議講演会「憲法の岐路 安倍改憲とは何か」

1月8日（月）関西懇1月例会

1月12日（金）支部ニュース1月号発行, JJS2月号発送

1月12日（金）京都支部新年会

（文責 宗川）

